平成２９年（フ）第２７８８号
横浜市旭区柏町88番地２　Ｍｉｎａｍａｋｉ　99　Ｈｅｉｇｈｔｓ　102号室
債務者　渡部　礼子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３００４号
神奈川県大和市西鶴間７丁目14番８号
債務者　佐藤　久子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０２８号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目21番18―205号
債務者　富士栄真美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１号
横浜市港北区綱島西２丁目25番５号　リバーサイド道明301
債務者　金沢孝修こと　金　　孝修
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２号
横浜市港北区綱島西２丁目25番５号　リバーサイド道明301
債務者　木村さとみ
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０号
横浜市南区八幡町65番地　黒部荘201
債務者　稲葉　信子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２９号
横浜市保土ケ谷区新井町356番地　千丸台ハイツ３―408号
債務者　久保　敏和
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１６号
沖縄県宜野湾市我如古４丁目13番15号
債務者　加藤　順子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２１８号
沖縄県うるま市みどり町２丁目24番４号　コーポみどり町301
債務者　堀切真由美
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第５号
沖縄県うるま市石川１丁目８番22号
債務者　伊波　善仁
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１４５４号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート16棟601号
債務者　堀田亜香里
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第２３６号
神戸市中央区浜辺通６丁目２番20号　金剛堂ビル303（前住所）神戸市西区伊川谷町有瀬165番地の108
破産者　センチュリーオートこと　田原　清志
1　主文　当裁判所が平成29年11月29日午後４時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「神戸市西区伊川谷町有瀬165番地の108」とあるのを「神戸市中央区浜辺通６丁目２番20号　金剛堂ビル303（前住所）神戸市西区伊川谷町有瀬165番地の108」と更正する。
2　決定年月日　平成30年１月18日
神戸地方裁判所明石支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第６７１号
千葉市美浜区幸町２丁目16番２棟508号
破産者　河津紀美代
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１９７号
長野県須坂市大字井上728番地１
破産者　株式会社オートリサイクル長野
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８３２号
福岡市早良区西新２丁目21番15―801号
破産者　清水　　浩
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５９６号
札幌市東区北32条東16丁目２番10号
破産者　株式会社アイ・ワークス
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部